

多摩市下水道プラン2020の目標

（1）計画策定の趣旨と位置付け

多摩市の下水道は、令和2年3月現在で、人口普及率99.99%となっており、多摩市の下水道整備は、ほぼ完了しています。また、経営状況の把握・経営の効率化を図るため、平成29年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用しました。今後は、管路の効率的な維持管理、老朽化した管路の改築、地震対策、集中豪雨による浸水対策等が必要となっています。

これらを含め、「多摩市下水道プラン2011」を更新し、「多摩市下水道プラン2020」（以下「下水道プラン」という。）を策定しました。下水道プランは、多摩市下水道事業の基本方針や施策の方向性について示しており、今後の下水道事業を展開する上での基本となるものです。下水道プランの計画期間や位置付けを以下に示します。

（2）目標年度

計画期間

令和2年度～令和21年度の20年間

目標年度

- ◎短期計画
直近5年間で取り組むべき
緊急性・必要性の高い施策
- ◎中期計画
今後10年間で進めるべき、
優先度の高い施策
- ◎長期計画
下水道の理想に近づけるための
目標的要素を含む施策

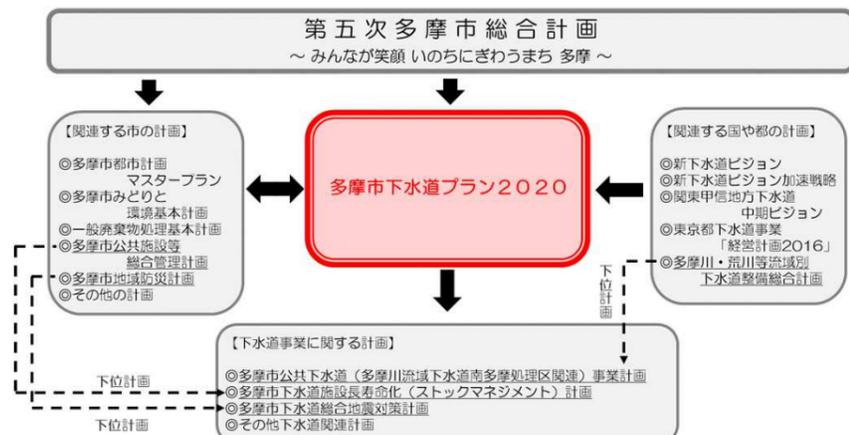


図-1 下水道プランの位置付け

下水道事業の現状と課題

安定・維持・環境保全

◎維持管理

下水道事業を取り巻く環境は、技術系職員の減少や施設の老朽化、人口減少などによる下水道使用料収入の減少などにより、さらに厳しくなることが想定されています。老朽化が進む施設を最大限健全に保つために計画的な改築、維持管理が必要です。また、不明水（汚水管渠へ浸入する雨水や地下水）が問題となっています。⇒平成30年度に「多摩市下水道施設長寿命化（ストックマネジメント）計画」（以下、「ストックマネジメント計画」という。）を策定しました。

- ◎適切な修繕・改築の実施
- ◎不明水対策

◎水質改善

多摩市の下水道は分流式を採用しており、汚水と雨水を分けて処理しています。汚水は、公共下水道の汚水管から流域下水道幹線を通り、南多摩水再生センターで処理され、多摩川に放流されています。雨水は、雨水管渠や水路を経由して大栗川、乞田川に排水しています。多摩川への放流水の水質、大栗川・乞田川の河川水質はいずれも環境基準を達成しています。

- ◎下水道未整備区域の解消
- ◎下水道整備済み区域における未接続の解消
- ◎下水道への異物の流出（油・ペンキなど）

◎水環境保全

多摩市の主要な水路は、大栗川水系と乞田川水系があり、雨水排水や農業用水を目的に利用されており、水辺を活かした親しみの持てる水辺空間の整備に努めています。また、良好な水循環の推進の取り組みの一つとして、雨水貯留槽の設置に対する補助を行っています。

- ◎良好な水辺空間の保持
- ◎雨水利用の推進

表-1 下水道施設の概要

項目	区分	延長・箇所数		単位
		延長	箇所数	
汚水	管渠	311		km
	マンホールポンプ	6		箇所
雨水	管渠	228		km
	水路	21		km
	排水樋管	4		箇所
	雨水排水ポンプ	3		箇所
	水源ポンプ	1		箇所



図-2 雨水簡易貯留槽の例

安全・安心

◎地震対策

下水道施設が受ける被害の多くは、マンホールと本管の接続部分のずれや液状化によるマンホールの浮上で、下水が流れなくなることで、また、管渠破損による道路陥没などで交通し断が起ることにより、災害復旧等への影響が考えられます。⇒平成17年度に「多摩市公共下水道施設耐震化事業計画」を策定し、管路施設の耐震化工事に着手しました。平成25年度に耐震化事業計画を見直し、「多摩市下水道総合地震対策計画」を策定しました。この計画で抽出した、短期で耐震化を行う必要がある箇所については、平成27年度までに耐震化工事が完了していますが、さらなる検討が必要です。

- ◎地震災害への予防対策

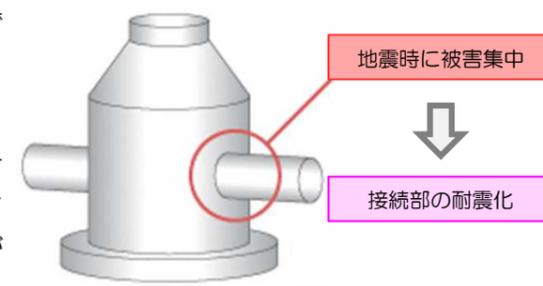


図-3 耐震化実施箇所（例）

◎浸水対策

多摩市では、雨水整備率が70%を超えた平成元年度以降においても、床下・床上浸水、道路冠水などの被害が発生しました。本来、市域に降った雨は雨水管を通り、河川に排除されていますが、排除能力を超える雨が降ったことや、都市化が進み地表面がコンクリートやアスファルトに覆われ、雨水が地中に浸透しにくくなったことが主な原因です。⇒浸水被害に対応するため、平成15年度に古茂川雨水排水ポンプ施設、平成26年度に小河原雨水排水ポンプ施設、平成28年度に東寺方雨水排水ポンプ施設の運用を開始しました。平成18年度に「多摩市街づくり指導基準」を定め、雨水浸透施設や雨水貯留槽設置の推進を行ってきました。

- ◎流域対策（雨水浸透、貯留）の見直し、促進

経営

◎経営状況

多摩市下水道事業は、平成29年4月1日に地方公営企業法の規定の全部を適用し、（以下「法適化」という。）市長部局から独立した運営体制をとっています。「経費回収率」、「処理区域内人口1人あたり企業債残高」を用いて、多摩地域（東京都）26市平均と比較した、多摩市下水道事業の経営状況は、効率性、健全性ともに高い状況にあります。

表-2 経営指標の比較（平成30年度）

現状	経費回収率（％）		処理区域内人口1人あたり企業債残高（千円／人）	
	多摩市	多摩地域（東京都）26市	多摩市	多摩地域（東京都）26市
	145.3	102.5	4.9	80.5
	下水道使用料（円）／汚水処理費（円） × 100		企業債残高（千円）／現在処理区域内人口（人）	

※経費回収率は「高い」ほど、企業債残高は「低い」ほど経営が健全と判断されます。

- ◎経営の健全化・効率化
（今後、老朽化施設の改築、維持管理に多額の経費がかかる見込みであり、将来にわたってサービスを提供していくため。）

◎下水道事業広報の取り組み

市民の皆様には下水道事業への理解・関心を深めてもらうための取り組みとして、デザインマンホール蓋の設置、マンホールカードの配布など広報を行っています。

- ◎下水道事業への理解・関心の向上



図-4 多摩市のマンホールカード

基本理念・基本方針

基本理念

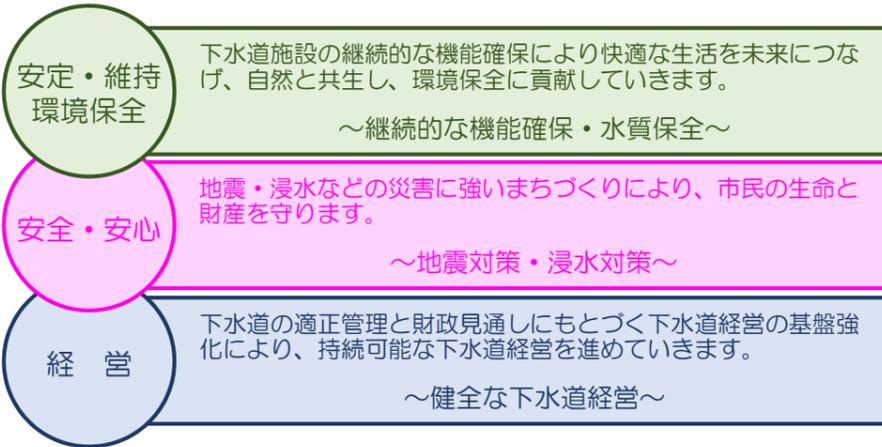
「市民の健幸を守る 安全・安心で快適な下水道」

多摩市下水道事業は、安定した下水道経営のもとで、質の高いサービスを持続していくとともに、安全・安心で快適なまちづくりと良好な水環境の保全、循環型社会形成に貢献し、市民の皆様が健幸に暮らし続けられる、豊かなまちを次世代へ継承していきます。

基本方針

基本理念の実現に向けて、多摩市下水道事業の基本方針を以下の3本柱として示します。

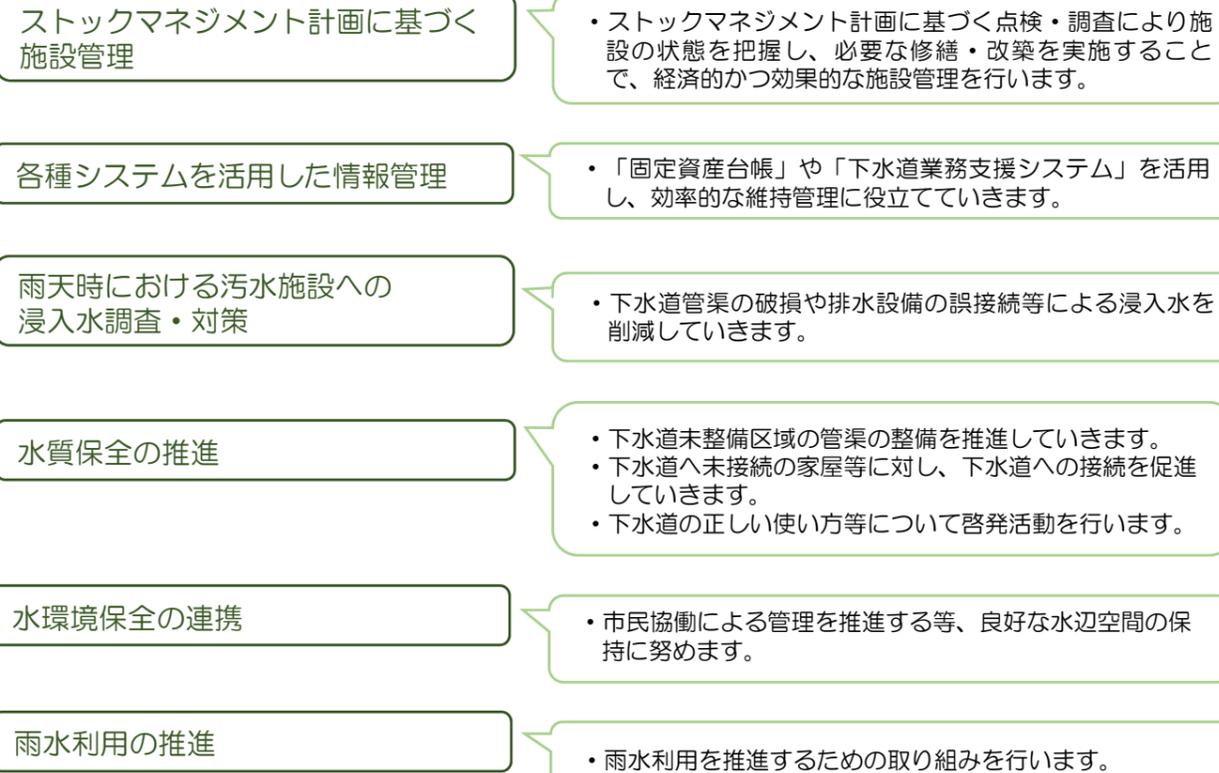
下水道事業の基本方針



今後の施策

基本方針の実現に向けて、取り組む施策を示します。

安定・維持・環境保全



安全・安心

地震対策

- 計画的な耐震化のため、令和2年度に総合地震対策計画の改定、令和3年度に設計、令和4年度から令和8年度の間で工事を予定しています。
- 下水道BCPに基づき、災害時における組織体制の整備、施設の現状把握、台帳の分散保管、緊急用復旧資機材の確保等、効果的な減災対策を実施します。

浸水対策

- 宅地開発に合わせて、浸透ます、浸透トレンチ、歩道の透水性舗装の設置を指導します。
- 雨水浸透施設や雨水貯留施設設置等の設置について定めている多摩市街づくり指導基準を見直します。

経営

財政面の見直しと取り組み

- 下水道施設の維持管理に必要な費用を下水道使用料収入、基準内の繰入金、補助金等の活用によってまかない、引き続き健全な経営に努めていきます。

管理体制

- 経営の現状や課題をふまえて、将来にわたり安定した事業を行えるように経営戦略を策定します。
- 東京都および都内の市町村とともに「広域化・共同化」計画を検討していきます。
- 下水道施設の維持管理業務等のさらなる効率化・市民サービス向上を図るため包括的民間委託を導入します。

下水道事業広報の取り組み

- デザインマンホール蓋の活用、マンホールカードの配布などを通じて下水道事業の広報、シティセールス、健幸まちづくりや地域活性化等に取り組めます。

計画の進行管理

下水道プランで定めた各施策は、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら実施していきますが、近年、社会経済情勢が急速に変化している状況において、効果的に施策を実施していくためには、進行状況を定期的に点検・評価し、必要に応じた改善を行う必要があります。

下水道プランでは、PDCAサイクルの考えを取り入れ、定期的に下水道プランを見直し、次期下水道プランに結果を反映させたいと、継続的に事業を推進していきます。

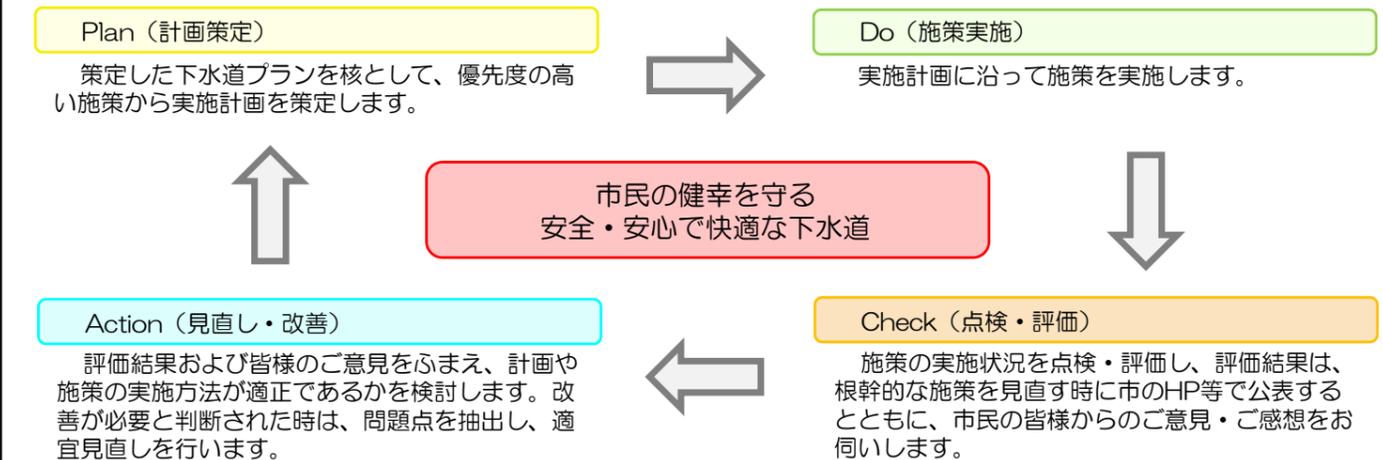


図-5 PDCAサイクルの図